

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税課税事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

所沢市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県所沢市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[令和7年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	<p>当市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で当市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、</p> <p>①課税に向けて、1月1日時点の住民の把握及び課税資料の整備            ②前年所得の申告を受付            ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック            ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算            ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知            ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収            ⑦他自治体等から当市への調査回答、当市から他自治体等への税務調査実施            ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知            ⑨個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知            ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送            ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>①当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>③更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。</p> <p>④照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。</p> <p>⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>⑥統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>⑦課税支援連携処理 税務LANシステムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、税務LANシステムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。</p> <p>⑧年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p> <p>⑨証明書発行連携機能 証明書データをコンビニ交付システムへ送信する。</p> <p>⑩情報提供ネットワークシステムへの提供データ作成 情報提供ネットワークシステムを介して他機関に提供するためのデータを、統合宛名管理システムに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 税務LANシステム、コンビニ交付システム )</p>

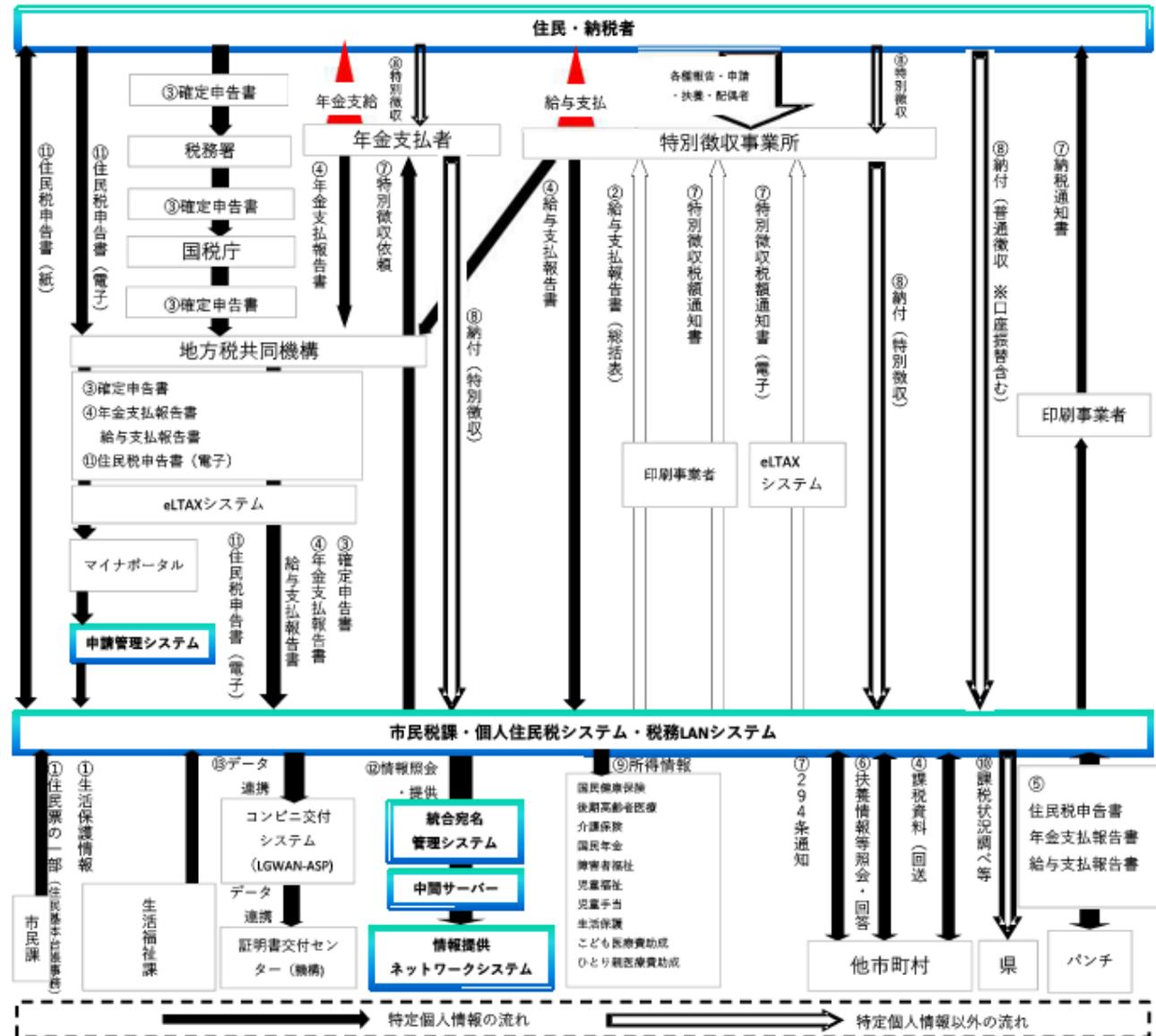


システム4	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する。</p> <p>②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する。</p> <p>③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する。</p> <p>④情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する。</p> <p>⑤符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し、符号生成依頼を行う。</p> <p>⑥共通変換機能 業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する。</p> <p>⑦オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、申請管理システム )</p>
システム5	
①システムの名称	税務LANシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書、年金支払報告書エントリー機能 給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検算や、他市回送処理を行う。</p> <p>②申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。</p> <p>③申告受付後チェック、合算機能 登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。</p> <p>④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給与支払報告書や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。</p> <p>⑤国税連携機能 KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①帳票作成機能 税証明書のデータを作成し、証明書交付センターに送信する。 ②既存業務システムとの連携機能 既存業務システム等と連携し、証明書の発行に必要なファイルを転送する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 証明書交付センター(機構) )
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	当事務で使用可能な機能を記載する。 ①個人番号または基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム8	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	①住民が個人住民税についてオンラインで申告する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAXシステム、マイナポータル申請管理 )
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	①住民が電子申請を行った際の申告データを管理する。 ②住民が電子申請を行った際の申告データを地方公共団体へ提供する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人住民税申告ポータル、申請管理システム )

システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	①申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する。 ②申請内容照会と審査状況管理 審査内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( マイナポータル申請管理 )
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	賦課決定を行う上で、住民の所得情報、控除情報、地方税関係情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	①個人特定の正確性の向上が図れる。 ②正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。 ③遠隔地に扶養親族が存在するなど、地方税関係情報を活用することにより事務の効率化が図れる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 別表
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1月1日に市内に住所のある者、又は市内に住所はないが市内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年中の所得に応じて所得割、均等割を算定し、賦課決定を行い、特別徴収事業所、年金支払者及び納税者に通知し、徴収する。

①1月1日に住所を有する者を課税対象者として課税対象者情報を準備する。(地方税法第294条、第295条、第318条)

1月1日に住所を有しない者のうち、市内に家屋敷がある者について、課税対象者情報を準備する。

市内に住民票はないが、居住実態のある者について、課税対象者情報を準備する。

②特別徴収事業所に給与支払報告書(総括表)を送付する。(地方税法第317条の6)

③納税者が、税務署に提出した確定申告書を国税庁、地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第317条の3 等)

④特別徴収事業所から給与支払報告書情報を受領する。(地方税法第317条の6等)

年金支払者から年金支払報告書情報を受領する。

確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転入した者について、転出先市区町村に当該資料を送付する。

⑤パンチ事業者に税務資料のデータ化を依頼する。

⑥他市区町村在住の配偶者・被扶養者について、他市区町村に扶養実態を照会し、二重扶養されていないかの確認を行う。

⑦前年の所得から、個人住民税額の算定を行う。(地方税法第292条 等)

この時、市内に住民票はないが、居住実態のある者について課税した場合は、住民票のある他市区町村に通知する。

特別徴収対象者については、特別徴収事業所に特別徴収税額通知書を送付する(電子・紙)。

年金受給者については、年金支払者に特別徴収依頼通知を送付する。

上記以外の普通徴収対象者及び年金からの特別徴収対象者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。

⑧通知した個人住民税について、普通徴収又は特別徴収の方法で徴収する。(地方税法第319条 等)

⑨所得情報の提供・移転を行う。

⑩埼玉県に課税状況調べや各種統計情報の報告を行う。(地方税法第46条等)

⑪当市に紙か電子により住民税申告書の提出を行う。

紙の市・県民税申告書は前年実績から当市が納税者に郵送する。

電子の市・県民税申告書は、納税者が地方税共同機構の個人住民税申告ポータルを通じて提出する。

⑫必要に応じ、当市から情報元、他自治体へ、国税庁又は他自治体から当市へ照会、情報提供を行う。

⑬コンビニに設置された多機能端末機により、請求者へ所得課税証明書の発行を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者
その必要性	公平、公正な課税を行うに当たり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 課税対象者を特定するために記録</li> <li>・連絡先情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため記録。また、税務調査のために連絡先を記録</li> <li>・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、国税庁との相互の税務調査のため記録 ②地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録 ③生活保護関係情報: 個人住民税の非課税判定を行うために記録 ④年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、年金からの特別徴収税額を決定・通知するために必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市民税課、各サービスコーナー(3か所)、各まちづくりセンター(11か所)

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構のみ）） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払事業者、年金支払者（日本年金機構を除く）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 賦課期日（1月1日）の課税対象者情報 庁内連携システムにより、既存住民基本台帳システムから課税対象者情報を取得（随時） ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手（1回） <input type="checkbox"/> 賦課情報 ・1月～4月、確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を入手（随時） ・1月、寄付金税額控除に係る申告特例通知書を入手（随時） ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種資料を入手（随時） <input type="checkbox"/> 年金特別徴収情報 ・公的年金の特別徴収に係る対象者情報を5月、特別徴収依頼結果を9月、徴収結果、停止依頼結果、税額変更処理結果などのデータを月に1度年金支払者より入手
④入手に係る妥当性	確定申告書・住民税申告書の申告義務、年金支払報告書・給与支払報告書の提出義務については、その申告又は提出時期、頻度、方法など制度上定められている。また、他の機関及び庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムを通じ入手を行うものは、番号法に明示されている。
⑤本人への明示	地方税法第317条の2の条文中に規定されている。

⑥使用目的 ※		当市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し、適正な個人住民税の賦課を行う。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、各サービスコーナー(3か所)、各まちづくりセンター(11か所)
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ○賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得する。 2. 賦課決定に関する事務 ○申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ○複数申告情報がある者は、名寄せ(一本化)を行う。 ○生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 ○税額通知書作成の印刷事業者に賦課情報を提供する。 ○普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金支払者へ税額を通知する。 3. その他事務 ○納税義務者等からの請求に応じ、課税証明等を発行する。
	情報の突合 ※	前提条件:宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う。【上記1、2、3】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う。【上記2】
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日



委託事項2～5			
委託事項2	税系システムソフトウェア保守委託		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者	
	その妥当性	個人住民税システムの運用保守業務に当たって、専門的な知識と機密保持の契約を交わした上で、委託を行っている。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。		
⑥委託先名	Acrocityソリューションズ 株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、再委託を禁止しているが、委託事業者からの承認申請がある場合、再委託申請の妥当性(再委託理由、再委託先の履行能力・セキュリティ管理体制)を確認した上で許諾する。	
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守	



<b>委託事項4</b>		税務帳票類作成委託
①委託内容		税務帳票類の作成・印字・封入封かんを委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	税務帳票類作成の対象となる市民
	その妥当性	税務帳票類の作成・印字・封入封かんすべてを職員が行うのは困難である。税務帳票類の作成を委託することで、経費の削減を図る。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。
⑥委託先名		東洋印刷株式会社 * 毎年入札を実施
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	





<b>委託事項7</b>		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用に関する業務
①委託内容		①審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用保守に関する業務 ②電子申告審査・国税連携支援サービスの提供・運用保守に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告する納税者、給与所得者及び公的年金等受給者、所得税申告者、寄付金税額控除に係る申告特例対象者等
	その妥当性	審査サーバー、国税連携サーバーを委託共同型により利用することで、eLTAXの効率的な運用を図れる。データ連携サービス等、追加サービスの利用により補正を行った確定申告書等のデータを取り込むことで効率的な課税事務を行うことができる。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ・アイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、再委託を禁止しているが、委託事業者からの承認申請がある場合、再委託申請の妥当性(再委託理由、再委託先の履行能力・セキュリティ管理体制)を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	①審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における現地対応作業 ②審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における問い合わせ対応

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 54 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 21 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法別表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	番号法第9条第1項別表に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)
②移転先における用途	番号法別表に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時



<p>③ 消去方法</p>	<p>&lt;紙及び電子媒体における措置&gt;          ①保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。          ②保存期間を過ぎた申請書・帳票等、電子媒体の特定個人情報については、そのデータを削除する等復元できない状態にした上で廃棄する。</p> <p>&lt;統合宛名管理システムにおける措置&gt;          ①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。個人住民税課税事務に係る保管期限が過ぎたものは、職員と確認のうえで削除連携を行う。          ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;eLTAXシステムにおける措置&gt;          ①特定個人情報のデータについては、復元できないよう、物理的破壊により消去を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は、当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。          ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置&gt;          ①コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報については、自動的に消去される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置&gt;          ①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施される。当市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。          ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。          ③既存システムについては、当市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;          申請データ取得から5営業日後に自動消去される。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;          マイナポータル申請管理から申請管理システムに、取得したデータは30日後に自動消去されるように設定している。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙3参照

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示、署名用電子証明書等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、代理人から個人番号の提供を受ける場合は、代理権確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類を確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、紙であれば課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印字された申告書用紙を使用し、印字された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。電子であれば、マニュアルやweb上で、申告等情報の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。</p> <p>④他機関からのシステム経由での取得については、当市を指定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により当市の課税対象者であることを確認した上で、情報を入手している。)</p> <p>②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>④他機関からのシステム経由での取得については、定められた様式を用いることで必要な情報以外が入手できないようシステムで制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>②紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、当市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。</p> <p>③電子データで提出される申告情報等は、国税連携、eLTAX及びマイナポータル申請管理、申請管理システムの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。また住民の電子申告の際は署名用電子証明書による電子署名の署名検証を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>④システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけ、不正なアクセスにより入手されることはない。</p> <p>⑤システムを利用する職員の利用状況を操作記録を保存し、定期的に情報システム管理者により点検する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示、署名用電子証明書による電子署名等にて本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、提出元が個人番号、住所・氏名・生年月日の4情報の確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合せすることで、個人番号の真正性を確認する。 ②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①紙から入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。また住民からの住民税電子申告については個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ②正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。 ③申告等情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、入力、削除及び訂正した内容を確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①窓口で本人又は代理人が申告する場合は、職員が直接申告書等を收受する。 ②申告会場での申告の場合は、集計担当者が申告書を取りまとめ受付簿を作成したうえで確実に持ち帰る。別担当者が受付簿と確認しながら收受処理をする。 ③郵送等での申告の場合は、返信用封筒や記載手引きに担当課の宛名・住所を明記し確実に返送されるようにする。郵送等により受け付けた課税資料等は、散逸防止可能な容器等に現物を入れて作業場所まで運搬する。また、同封資料が複数ある際は必ずファイル等でひとまとめにし、各処理担当へ直接届けるか、不在時は鍵のかかる所定の場所へしまう。 ④電子データで提出される課税資料等はeLTAXの専用回線を介して入手し、個別にIDとパスワードを設け本事務を行う職員の中でもアクセスできる職員を制限している。 ⑤電子データで提出される住民からの住民税申告については、マイナポータル申請管理と地方公共団体との間にLGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	①個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ③権限のない者が統合宛名管理システムに接続することを認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	①個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ②個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ②ユーザーIDのログ情報を管理している。 ③なりすましによる不正を防止する観点から原則として共用IDの利用を禁止している。共用IDを利用する場合は権限を付与された職員が変更となる際にパスワードを変更するものとし、不正アクセスを防止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請を、情報システム管理者が確認したのち、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を付与された職員の異動退職情報を情報システム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①ユーザーIDとともに個人住民税システム等で特定個人情報の更新、照会、発行の操作記録をログ情報で保管し、操作者を特定する。 ②当該特定個人情報の文書保存期間は、ログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①漏えい事件等の報道記事を職員に共有し、注意喚起する。            ②情報セキュリティについて定期的に研修を実施する。            ③システムの利用状況を操作記録を保存し、定期的に情報システム管理者により点検する。            ④外部記憶媒体へ特定個人情報ファイルの書き出しを行う場合、使用管理簿に記載し、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで外部記憶媒体を利用する。なお、外部記憶媒体は事前に許可された媒体かつ特定の端末のみで書き出しできるよう制御されており、外部記憶媒体内のデータは暗号化して利用するものとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①市民税課における外部媒体へのデータのコピーは資産管理ソフトにより技術的に制御し、かつ関係部署においては、権限を閲覧のみに制御している。            ②外部記憶媒体へ特定個人情報ファイルの書き出しを行う場合、使用管理簿に記載し、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで外部記憶媒体を利用する。なお、外部記憶媒体は事前に許可された媒体かつ特定の端末のみで書き出しできるよう制御されており、外部記憶媒体内のデータは暗号化して利用するものとしている。            ③情報セキュリティについて定期的に研修を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。            ・スクリーンセーバー等を使用して、長時間にわたり申告等情報を表示させない。            ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。            ・申告等情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。            ・大量のデータ出力に際しては、事前に情報システム管理者の承諾を得る。            ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置き、防止フィルム等により、ログインした者以外の者によるのぞき見等を防止する。            ・申告等情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後、速やかにシュレッダーにて裁断処理する。</p>	



委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①個人情報の複写、複製の禁止 ②機密保持 ③目的外使用、第三者提供の禁止 ④再委託の禁止(再委託する場合は、委任元の書面による事前の同意が必要) ⑤事故等の報告 ⑥検査監督権	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	①再委託先に対し、委託先と同様の機密保持に関する規定を契約において義務付けている。 ②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定するとともに、提供した情報等をシステム上で、ログを記録する。 ②庁内の特定個人情報の移転先においては、業務ごとにアクセスできる情報を限定し、操作ログを保存し、その記録を監視することで不適正な方法による提供・移転を防止する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法等の法令により認められる提供のみ行う。 また操作ログの定期的な点検により取扱いルールが守られているか確認している。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう、年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①認証されない相手方への情報の提供はされないことがシステム上で担保される。 ②操作ログの記録を逐一保存し、その記録を監視することで不適正な方法による提供・移転を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①個人住民税システムにおいては、認証されない相手方への情報の移転・提供はされないことがシステム上で担保される。 ②eLTAXシステムにおいては、申告情報等はあらかじめ定められた項目で作成され、また提供元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行ってから送信した後に、提供先も4情報の確認を行うことにより誤った情報・誤った相手方に提供移転してしまうリスクを軽減する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	



リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている            2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。  ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> <p>&lt;統合宛名管理システムにおける措置&gt;  番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できる限り最新の情報を提供できるよう努める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている            2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ④特定個人情報の管理を当市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ②ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ③日本国内でデータを保管している。  <コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②無停電電源装置及び自家発電装置を設置している。 ③震度7程度の地震に対応可能な耐震性を有している。  <ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  <庁内システムにおける措置> ①端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ②端末廃棄時はHDDまたはSSDのデータ消去を行う。 ③サーバについては、生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置しており、サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。 ④無停電電源装置及び自家発電装置を使用している。

具体的な対策の内容

⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;  eLTAXシステムやマイナポータル申請管理との接続は、外部とのネットワークであるが、行政専用の閉域のネットワークであるセキュアなLGWAN回線を使用しており、かつ、利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。  ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。  ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;コンビニ交付システムにおける措置&gt;  ①システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。  ②証明書発行サーバにウイルスなど対策ソフトを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。  ③ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。  ④不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。  ⑤OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。  ⑥データセンターへのデータ送信は、LGWAN回線を使用し、送信するデータについても暗号化等のセキュリティ確保の措置が講じられている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置&gt;  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②当市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤当市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦当市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧当市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;庁内システムにおける措置&gt;  ①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。  ③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作記録(アクセスログ・操作ログ)を記録する。  ④庁内システムが置かれている基幹系ネットワークは、機密保持のため庁内外の他のネットワークから分離しており、限られたユーザーのみ二要素認証によりログインが可能となっている。</p>
⑦バックアップ	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>

⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>①委託先のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃(身代金要求型サイバー攻撃)を受けたため、3,611名の個人情報の漏えいのおそれの事案が発生した。</p> <p>②職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た。</p>	
再発防止策の内容	<p>①委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としている。委託するにあたり、情報漏えい等への対策が充分であるか、引続き定期的にセキュリティ要件をチェックしていく。</p> <p>②次の再発防止策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は、必ず複数の職員で確認しながら行う。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧及び閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認及び許可を受けてから行う。</li> </ul> <p>また以下の複数の再発防止策を実施予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育・研修にて改めて注意喚起を行う。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムによる調査対象者一覧と事後のシステムログの照合確認を徹底する。</li> </ul>	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収又は還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p> <p>②中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを統合宛名管理システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p> <p>③外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータを確認する。また廃棄する場合は情報セキュリティ管理者の承認を得て行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;中間サーバー・統合宛名管理システムにおける措置&gt; 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt; 申請データはデータ取得から5営業日後に自動消去されるよう制御している。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt; 申請データはデータ取得から30日後に自動消去されるよう制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>&lt;当市における措置&gt; 年に1回以上、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>&lt;当市における措置&gt; 内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。セキュリティ対策の監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;当市における措置&gt; ①年に1回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
3. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、当市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 受付窓口: 所沢市役所1階 市政情報センター 04-2998-9206
②請求方法	書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・県民税課税情報ファイル
公表場所	所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター 所沢市ホームページ(トップページからサイト内のキーワード検索で「個人情報ファイル簿」検索)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市 市民税課 04-2998-9064
②対応方法	問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	当市ホームページ等でパブリックコメントを実施する旨を公表し、広く住民等からの意見を募集する。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	所沢市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、点検を実施
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[ ]宛名システム等	事後	誤記載の修正
平成28年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	(株)埼玉計算センター * 毎年入札を実施	(株)東計電算 * 毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	①当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。	①当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。	②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。	⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	⑦課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。	⑦課税支援連携処理 税務LANシステムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、税務LANシステムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 (税務LANシステム)	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。	②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。	③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	④既存システム接続機能 宛名システムを通じて、既存システムや住基システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。	⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理のための機能。	⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理を行う。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する機能。	①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する機能。	②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する機能。	③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑤情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する機能。	④情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑥符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行なう機能。	⑤符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行う。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑦共通変換機能 業務システムからの受領データおよび中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する機能。	⑥共通変換機能 業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑧オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行なう機能。	⑦オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う。	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	税務LAN	税務LANシステム	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	①給報、年金エントリ機能 給報、年金データの取り込みと課税用番号の付番を行う。また給報記載内容の単票検算や、他市回送処理を行う。	①給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能 給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与	事後	
平成29年3月24日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給報や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給報、年金、申告書)を管	④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給与支払報告書や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	⑤国税連携機能 KSKデータおよびe-Taxデータを取り込み、名寄せおよび各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。	⑤国税連携機能 KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日予定	2016/1/1	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○賦課期日(1/1)の課税対象者情報 1月～5月、毎月バッチ処理にて入手(5回) ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手(1回) ○賦課情報 ・確定申告:1月～4月にかけて入手(随時) ・年金支払報告書:1月～4月にかけて入手(複数回) ※大手年金支払者からの公的年金支払報告書について1月末に入手(1回) ・給与支払報告書:1月～4月にかけて入手(随時) ・住民税申告書:1月～4月にかけて入手(随時) ○年金特別徴収情報 ・公的年金から特別徴収を行う対象者を、5月に年金支払者から入手(1回) ○賦課情報 ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種課税資料等を入手(随時) ○年金特別徴収情報 ・定期的に公的年金から特別徴収を行う事務のデータを年金保険者から入手(毎月1回～2	○賦課期日(1/1)の課税対象者情報 1月～6月、毎月バッチ処理にて入手(6回) ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手(1回) ○賦課情報 ・1月～4月、確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を手入(随時) ・1月、寄付金税額控除に係る申告特例通知書を手入(随時) ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種資料を手入(随時) ○年金特別徴収情報 ・公的年金の特別徴収に係る対象者情報を5月、特別徴収依頼結果を9月、徴収結果、停止依頼結果、税額変更処理結果などのデータを月に1度年金支払者より入手	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民税課、收税課、各サービスコーナー(3ヶ所)、各まちづくりセンター(各11ヶ所)、国保年金課、介護保険課、保育課、こども支援課、こども福祉課、福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、都市整備課、健康管理課、健康づくり支援課、保健給食課	市民税課、收税課、市民課、各サービスコーナー(3ヶ所)、各まちづくりセンター(各11ヶ所)、国民健康保険課、介護保険課、保育幼稚園課、こども支援課、こども福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、市街地整備課、健康管理課、健康づくり支援課、保健給食課	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ○賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得する	1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ○賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	前提条件:宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記2】	前提条件:宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う。【上記1、2、3】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う。【上記2】	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	各種証明の受付・作成業務を行うには、保有する個人住民税システムを取り扱う必要がある	各種証明の受付・作成業務を行うには、保有する個人住民税システムを取り扱う必要がある。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社 ヒューマンプラス	株式会社 セゾンパーソナルプラス *毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	小林クリエイト 株式会社	小林クリエイト 株式会社 *毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	当初賦課決定および更正決定時	当初賦課決定及び更正決定時	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<eLTAシステムにおける措置> サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、所沢市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	<eLTAシステムにおける措置> サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、所沢市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<統合宛名システムにおける措置> ①消去は、各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が、消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	<統合宛名システムにおける措置> ①消去は、各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が、消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<個人住民税システム・eLTAシステムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	<個人住民税システム・eLTAシステムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊若しくは専用ソフト等	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	提供先 No.	No.	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務 No.55	厚生労働大臣	平成25年法律第63号附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金	事後	
平成29年3月24日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	提供先 No.	No.	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	街づくり計画部都市整備課 健康推進部国民健康保険課	街づくり計画部市街地整備課 市民部市民課	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	課税支援情報ファイル(個人住民税情報ファイル5/11~10/11)の追加	事後	
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管し、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	①個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	①個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	セキュリティ責任者は、ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDや①ユーザーIDと伴に個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間はログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	①ユーザーIDとともに個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間はログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定していることに加えて、提供した情報等をシステム上でログを記録する。	①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定するとともに、提供した情報等をシステム上でログを記録する。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする予定。	<統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する	①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	①eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税電子化協議会の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。	①eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税電子化協議会の管理するネットワーク(LG-WAN回線)であり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①年に一回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する新聞記事を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。	①年に一回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。	事後	字句の修正
平成29年8月10日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	所沢市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で所沢市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦他自治体等から所沢市への調査回答、所沢市から他自治体等への税務調査実施 ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑨個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	所沢市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で所沢市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点における住民の把握及び課税資料の整備 ②前年所得の申告受付 ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦他自治体等から所沢市への調査回答、所沢市から他自治体等への税務調査実施 ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑨個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定、並びにその通知 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	⑨証明書発行連携機能 証明書データをコンビニ交付システムへ送信する。		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] その他（税務LANシステム）	[ <input type="checkbox"/> ] その他（税務LANシステム、コンビニ交付システム）		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	コンビニ交付システム		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	①帳票作成機能 税証明書のデータを作成し、証明書交付センターに送信する。  ②既存業務システムとの連携機能 既存業務システム等と連携し、証明書の発行に必要なファイルを転送する。		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他（ ）	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他（証明書交付センター（機構））		
平成29年8月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 別表第一	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 別表第一		
平成29年8月10日	(別添1) 事務の内容	記載なし	フローチャート上にコンビニ交付システムとの連携を追記したほか、「⑬コンビニに設置された多機能端末機により、請求者へ所得課税証明書の発行を行う。」を加えた。また、市県民税等の申告書を全て「住民税申告書」に統一する等、文言を整備した。		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する  4件	委託する  5件		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	紙で提出があった資料全般	紙で提出があった資料全般に記載のある個人及びその者の被扶養者等		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」の者およびその者の被扶養者等	課税の根拠を有する者（課税対象者）及び市内外の被扶養者		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」の者およびその者の被扶養者等	課税の根拠を有する者（課税対象者）及び市内外の被扶養者		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	記載なし	コンビニ交付システムの運用委託		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	記載なし	コンビニ交付システムの運用委託業務		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	コンビニ交付システムの運用業務は、LGWAN-ASPIによるクラウドサービスとして導入することにより、コストの低減及び効率的なシステムの運用を行うことが可能となる。		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○] その他( LGWAN )		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	<コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ①コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報については、自動的に消去される。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行う。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき情報ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。	②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②無停電電源装置及び自家発電装置を設置している。 ③震度7程度の地震に対応可能な耐震性を有している。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	⑧コンビニ交付システムにおける措置 (1)システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。 (2)証明書発行サーバにウイルスなど対策ソフトを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 (3)ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 (4)不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。 (5)OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 (6)データセンターへのデータ送信は、LGWAN回線を使用し、送信するデータについても暗号化等のセキュリティ確保の措置が講じられている。		
平成29年8月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	市民税課窓口委託業務	市民税課窓口業務委託		字句の修正
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/6/1	2017/8/1		
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の徴取 ①実施日	平成27年2月16日～3月17日	平成29年5月15日～6月14日		
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2015/5/1	2017/7/5		
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	所沢市情報公開・個人情報保護審議会より、次のとおり答申を得た。 (答申) 個人住民税課税事務に関する全項目評価書の記載内容については、特定個人情報保護評価指針に照らし、おおむね問題ありません。ただし、あくまでも自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように徹底することを求めます。 加えて、評価書上のみならず、想定されていないリスクを常に予想し、発生時には適切な対応と再発防止策を迅速に行えるよう求めます。 時に、事務の業者委託については、契約上の禁止事項について履行が担保されるよう求めます。さらに、事務を再委託する場合は、個人情報が増えいすことのないよう、これまでに問題が起きた事例があるか他市の状況等を調査した上で、制度を運用することを求めます。	所沢市情報公開・個人情報保護審議会より、次のとおり答申を得た。 (答申) 個人住民税課税事務に関する全項目評価書の記載内容については、特定個人情報保護評価指針に照らし、おおむね問題ありません。ただし、あくまでも自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように徹底することを求めます。 加えて、評価書上のみならず、委託業者から情報漏洩等を含め人的対応などのリスクを十分に予測し、問題の発生時には適切な対応と再発防止策を迅速にとることができるようにするとともに、職員が重要な情報を取扱っているという自覚を持って対応するための研修等を適切に行うことを求めます。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<個人住民税システム・統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<個人住民税システム・統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。		
平成29年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証及び生体認証を行っている。		
平成30年6月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの	(株)東計電算 * 毎年入札を実施	株式会社 アクト・ジャパン * 毎年入札を実施	事後	
平成30年6月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	小林クリエイティブ 株式会社 *毎年入札を実施	東洋印刷株式会社 株式会社 *毎年入札を実施	事後	
令和1年5月20日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和1年5月20日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		USBメモリの紛失。USBメモリには、国民健康保険高齢受給者証のデータ(記号番号、住所、世帯主氏名、対象者氏名、対象者性別、対象者生年月日、負担割合、発行期日、有効期限、交付年月日)408名分が格納されていた。	事後	
令和1年5月20日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		職員研修により、所沢市の情報セキュリティポリシーに定める可搬媒体利用手順書にある利用簿を使用し、可搬媒体利用の手順を厳格に履行することを徹底している。今後も、可搬媒体取扱担当者及びその所属長に対する定期的な研修を行い、万が一紛失の可能性が生じた時点で、直ちに報告を行なう等、個人情報の取り扱いについて厳正に対処する。	事後	
令和4年6月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	記載なし	④共通納税機能 個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税の電子納税を実施する。	事後	
令和4年6月30日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別添1) 事務の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別添1) 事務の内容 ④	確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転出した者について転出先市区町村を当該資料を送付する。	確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転出した者について転出先市区町村に当該資料を送付する。	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	各まちづくりセンター(各11ヶ所)	各まちづくりセンター(11ヶ所)	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アクト・ジャパン * 毎年入札を実施	日本情報産業 株式会社 * 毎年入札を実施	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本情報産業 株式会社 * 毎年入札を実施	株式会社 東計電算 * 毎年入札を実施	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス * 毎年入札を実施	AGSプロサービス 株式会社 * 3年ごとに入札を実施	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ○ ] フラッシュメモリ	[ ○ ] 専用線 [ ] フラッシュメモリ	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	東洋印刷 株式会社 * 毎年入札を実施	小林クリエイト 株式会社 * 毎年入札を実施	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	物理的破壊若しくは専用ソフト等を利用して	物理的破壊により	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別添2) ファイル記録項目		システム改修に伴い一部訂正	事後	
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手防止に努める。	事後	字句の修正
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。	②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日の確認を行う。	事後	字句の修正
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2及びリスク3 リスクに対する措置の内容	総務大臣	内閣総理大臣	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり その内容:USBメモリの紛失。USBメモリには、国民健康保険高齢受給者証のデータ(記号番号、住所、世帯主氏名、対象者氏名、対象者性別、対象者生年月日、負担割合、発行期日、有効期限、交付年月日)408名分が格納されていた。 再発防止策の内容:職員研修により、所沢市の情報セキュリティポリシーに定める可搬媒体利用手順書にある利用簿を使用し、可搬媒体利用の手順を厳格に履行することを徹底している。今後も、可搬媒体取扱担当者及びその所属長に対する定期的な研修を行い、万が一紛失の可能性が生じた時点で、直ちに報告を行なう等、個人情報の取り扱いについて厳正に対処する。	発生なし	事後	字句の修正
令和4年6月30日	V 開示請求、問い合わせ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	所沢市役所市民税課	所沢市市民税課	事後	字句の修正
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/8/1	2019/6/30	事後	字句の修正
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年5月15日～6月14日	令和4年4月25日～5月24日	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.11	記載なし	No.11 提供先:市町村長 法令上の根拠:20 提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.12	No.11	No.12	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.13	No.12	No.13	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.14	No.13	No.14	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.15	No.14	No.15	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.16	No.15	No.16	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.17	記載なし	No.17 提供先:社会福祉協議会 法令上の根拠:30 提供先における用途:社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.18	No.16	No.18	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.19	No.17	No.19	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.20	No.18	No.20	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.21	No.19	No.21	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.22	記載なし	No.22 提供先:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 法令上の根拠:38 提供先における用途:学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.23	No.20	No.23	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.24	No.21	No.24	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.25	No.22	No.25	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.26	No.23	No.26	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.27	記載なし	No.27 提供先:市町村長 法令上の根拠:53 提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.28	No.24	No.28	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.29	No.25	No.29	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.30	No.26	No.30	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.31	No.27	No.31	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.32	No.28	No.32	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.33	No.29	No.33	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.34	No.30	No.34	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.35	No.31	No.35	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.36	No.32	No.36	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.37	No.33	No.37	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.38	No.34	No.38	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.39	No.35	No.39	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.40	No.36 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.40 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.41	No.37	No.41	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.42	No.38 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.42 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.43	No.39	No.43	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.44	記載なし	No.44 提供先:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠:85の2 提供先における用途:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.45	No.40	No.45	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.46	No.41	No.46	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.47	No.42	No.47	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.48	No.43 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.48 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.49	No.44	No.49	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.50	No.45	No.50	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.51	No.46	No.51	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.52	No.47	No.52	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.53	No.48	No.53	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.54	No.49	No.54	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.55	No.50	No.55	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.56	No.51 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.56 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.57	No.52	No.57	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.58	No.53	No.58	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.59	No.54 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.59 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.60	No.55	No.60	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.61	記載なし	No.61 提供先:都道府県知事 法令上の根拠:120 提供先における用途:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第一に定める事務 No.62	記載なし	No.62 提供先:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 法令上の根拠:121 提供先における用途:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第二に定める事務 No.16	記載なし	No.16 移転先:福祉部生活福祉課 法令上の根拠:63 移転先における用途:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.17	No.16	No.17	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.18	No.17	No.18	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.19	No.18	No.19	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.20	No.19	No.20	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.21	記載なし	No.21 移転先:こども未来部こども支援課 法令上の根拠:94 移転先における用途:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.22	記載なし	No.22 移転先:こども未来部保育幼稚園課 法令上の根拠:94 移転先における用途:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.23	No.20	No.23	事後	字句の修正
令和5年5月23日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。	書面の提出により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。	事後	字句の修正
令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ ] 庁内連携システム	[O] 庁内連携システム	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[O] 税務システム	[ ] 税務システム	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	記載なし	住民基本台帳ネットワークシステム 当事務で使用可能な機能を記載する。 ①個人番号または基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人情報を受領する。 [O] 情報提供ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一	別表	事後	その他項目の変更(番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更。別紙1及び2も調整済み。なお、別表統合に関する変更について同じ)。
令和7年3月25日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二	別表	事後	その他項目の変更(番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更。別紙1及び2も調整済み。なお、別表統合に関する変更について同じ)。
令和7年3月25日	(別添1) 事務の内容		図の表記の整理及びそれに伴う備考欄の整理	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	[O] 庁内連携システム	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民税課、收税課、市民課、各サービスコーナー（3か所）、各まちづくりセンター（11か所）、国民健康保険課、介護保険課、保育幼稚園課、こども支援課、こども福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、市街地整備課、健康管理課、保健給食課、こども家庭センター	市民税課、各サービスコーナー（3か所）、各まちづくりセンター（11か所）	事後	重要な変更にあたらない（特定個人情報を含まない課税情報を使用する部署の記載誤りの訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 利用者数	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事後	重要な変更にあたらない（特定個人情報を含まない課税情報を使用する部署の記載誤りの訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3. その他事務	3. その他事務 ○納税義務者等からの請求に応じ、課税証明等を発行する。	事後	重要な変更にあたらない（記載内容の訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	紙の課税資料をパンチし、データ化する作業の委託	課税資料をパンチし、データ化する作業の委託	事後	その他項目の変更（記載内容の訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	紙の課税資料については、パンチシステムへ取り込みする必要がある。しかし、当初賦課までに職員が入力するには件数が多いため、実施が困難である。そのため、紙の課税資料については、パンチを委託しデータ化する。	紙の課税資料については、データ化してシステムへ取り込みする必要がある。しかし、当初賦課までに職員が入力するには件数が多いため、実施が困難である。そのため、紙の課税資料については委託元にて画像化した上でパンチを委託し、データ化する。	事後	その他項目の変更（記載内容の訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～5 ⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。	事後	その他項目の変更（記載内容の訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の業務内容や履行場所以外の作業は認めないなど、セキュリティ管理体制を確認した上で、許諾している。	原則、再委託を禁止しているが、委託事業者からの承認申請がある場合、再委託申請の妥当性（再委託理由、再委託先の履行能力・セキュリティ管理体制）を確認した上で許諾する。	事後	その他項目の変更（記載内容の訂正）
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	小林クリエイト株式会社	東洋印刷株式会社	事後	その他項目の変更
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社埼玉支社	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部	事後	その他項目の変更
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている(55)件 移転を行っている(20)件	提供を行っている(54)件 移転を行っている(21)件	事後	その他項目の変更（番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・①法令上の根拠 ・②提供先における用途 ・移転先1 ・①法令上の根拠 ・②移転先における用途	別表第一、別表第二	別表	事後	その他項目の変更(番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更。別紙1及び2も調整済み。なお、別表統合に関する変更について同じ)。
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	<紙及び電子媒体における措置> ①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管し、鍵は内部職員のみが知る場所で保管する。 ②紙の申告書等については、年度が切り替わった場合、前年度のものを市で契約している保管業者に保管を依頼する。 <ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。(2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更(記載内容の訂正含む)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	①賦課決定に対する訴訟等のため、過去の記録を保持する必要がある。 ②前年情報をもとにした資料の確認等が必要となることがある。	①賦課決定に対する訴訟等のため、過去の記録を保持する必要がある。 ②前年情報をもとにした資料の確認等が必要となることがある。 ③地方税法の更正、決定等の期限制限に基づき、保存期間を定める。	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<統合宛名システムにおける措置> ①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。	<紙及び電子媒体における措置> ①保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ②保存期間を過ぎた申請書・帳票等、電子媒体の特定個人情報については、そのデータを削除する等復元できない状態にした上で廃棄する。 <統合宛名システムにおける措置> ①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。個人住民税課税事務に係る保管期限が過ぎたものは、職員と確認のうえで削除連携を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報消去することはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更(記載内容の訂正含む)
令和7年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、代理人から個人番号の提供を受ける場合は、代理権確認書類、代理人の身分確認書類、本人の番号確認書類を確認する。 ②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。	事後	重要な変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管し、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 ②委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。 ③操作者の認証を行う。	①窓口で本人又は代理人が申告する場合は、職員が直接申告書等を收受する。 ②申告会場での申告の場合は、集計担当者が申告書とりまとめ受付簿を作成したうえで確実に持ち帰る。別担当者が受付簿と確認しながら收受処理をする。 ③郵送等での申告の場合は、返信用封筒や記載手引きに担当課の宛名・住所を明記し確実に返送されるようにする。郵送等により受付けた課税資料等は、散逸防止可能な容器等に現物を入れて作業場まで運搬する。また、同封資料が複数ある際は必ずファイル等でひとまとめにし、各処理担当へ直接届けるか、不在時は鍵のかかる所定の場所へしまう。 ④電子データで提出される課税資料等はeLTAAXの専用回線を介して入手し、個別にIDとパスワードを設け本事務を行う職員の中でもアクセスできる職員を制限している。	事後	重要な変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	①委託事業者選定条件にプライバシーマーク認証の取得を要件としており、契約に当たっては秘密保持契約も締結している。 ②委託先に対し、従業者の教育・啓発の実施を契約において義務付けている。	①委託事業者選定条件にプライバシーマーク認証の取得を要件としており、契約に当たっては秘密保持契約も締結している。 ②委託先に対し、従業者の教育・啓発の実施を契約において義務付けている。 ③委託先に対し、必要に応じて訪問、情報管理体制の確認を行う。	事後	重要な変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・個人情報の複写、複製の禁止 ・機密保持 ・目的外使用、第三者提供の禁止 ・再委託の禁止(再委託する場合は、委任元の書面による事前の同意が必要) ・事故等の報告 ・検査監督権	①個人情報の複写、複製の禁止 ②機密保持 ③目的外使用、第三者提供の禁止 ④再委託の禁止(再委託する場合は、委任元の書面による事前の同意が必要) ⑤事故等の報告 ⑥検査監督権	事後	重要な変更(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・再委託先に対し、委託先と同様の機密保持に関する規定を契約において義務付けている。 ・委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	①再委託先に対し、委託先と同様の機密保持に関する規定を契約において義務付けている。 ②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	別表第二	別表	事後	その他項目の変更(番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更。別紙1及び2も調整済み。なお、別表統合に関する変更について同じ)。
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISM)AP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISM)AP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISM)AP)において、クラウドサービス事業者は定期的にISM)AP)監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年3月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	個人市民税・県民税の賦課事務 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター	市・県民税課税情報ファイル 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター 所沢市ホームページ(トップページからサイト内のキーワード検索で「個人情報ファイル簿」検索)	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	所沢市役所 市民税課 04-2998-9064	郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市 市民税課 04-2998-9064	事後	その他項目の変更(記載内容の訂正)
令和7年3月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年4月25日～5月24日	令和6年9月25日～10月24日	事後	その他項目の変更
令和7年3月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④)主な意見の内容	記載なし	評価書に対する意見:43件(2名)	事後	その他項目の変更
令和7年3月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤)評価書への反映	記載なし	事前評価の対象とした重要な変更(国のガバメントクラウドへの移行)に対する意見はなかったが、現行の評価書記載の不備(使用するシステム、事務フロー図、再委託の許諾方法等)について指摘をいただいた。いただいた意見を基に「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」における住基ネットワークシステムの追加等の評価書記載の訂正を行った。 (訂正内容の詳細については、別添3変更箇所に記載)	事後	その他項目の変更
	個人のプライバシー等の権利利益の保護	所沢市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	所沢市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②)システムの機能	記載なし	⑩)情報提供ネットワークシステムへの提供 データ作成 情報提供ネットワークシステムを介して他機関に提供するためのデータを、統合宛名管理システムに送信する。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②)システムの機能	④)共通納税機能 個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税の電子納税を実施する。	④)共通納税機能 個人住民税(特別徴収)の電子納税を実施する。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③)他のシステムとの接続	[ ] その他( )	[O] その他(個人住民税ポータル)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○] その他(中間サーバー、庁内業務システム)	[○] その他(中間サーバー、申請管理システム)	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 システム名称	記載なし	個人住民税申告ポータル	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	記載なし	①住民が個人住民税についてオンラインで申告する。	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○] その他(eLTAシステム、マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 システム名称	記載なし	マイナポータル申請管理	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	記載なし	①住民が電子申請を行った際の申告データを管理する。 ②住民が電子申請を行った際の申告データを地方公共団体へ提供する。	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○] その他(個人住民税ポータル、申請管理システム)	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 システム名称	記載なし	申請管理システム	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	記載なし	①申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する。 ②申請内容照会と審査状況管理 審査内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う。	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○] 宛名システム等 [○] その他(マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更
	(別添1)事務の内容	図	図について、個人住民税の電子申告の開始に伴い、eLTA→マイナポータル→申請管理システム→個人住民税システムの流れを追記した。また給与支払→地方税共同機構の流れも事後だが追記した。	事前、事後	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容	⑦前年の所得から、個人住民税額の算定を行う。(地方税法第292条等) この時、市内に住民票はないが、居住実態のある者について課税した場合は、住民票のある他市区町村に通知する。 特別徴収対象者については、特別徴収事業所に特別徴収税額通知書を送付する。 年金受給者については、年金支払者に特別徴収依頼通知を送付する。 上記以外の普通徴収対象者及び年金からの特別徴収対象者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。	⑦前年の所得から、個人住民税額の算定を行う。(地方税法第292条等) この時、市内に住民票はないが、居住実態のある者について課税した場合は、住民票のある他市区町村に通知する。 特別徴収対象者については、特別徴収事業所に特別徴収税額通知書を送付する(電子・紙)。 年金受給者については、年金支払者に特別徴収依頼通知を送付する。 上記以外の普通徴収対象者及び年金からの特別徴収対象者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。	事前、事後	重要な変更
	(別添1)事務の内容	⑩当市に住民税申告書の提出を行う。(市・県民税申告書を前年実績から納税者に郵送する。)	⑩当市に紙か電子により住民税申告書の提出を行う。 紙の市・県民税申告書は前年実績から当市が納税者に郵送する。 電子の市・県民税申告書は、納税者が地方税共同機構の個人住民税申告ポータルを通じて提出する。	事前、事後	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] その他(団体内統合宛名システム)	[ ] その他( )	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ] フラッシュメモリ	[○] フラッシュメモリ	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手の時期・頻度	1月～6月、毎月バッチ処理にて入手(6回)	庁内連携システムにより、既存住民基本台帳システムから課税対象者情報を取得(随時)	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	( 5 )件	( 7 )件	事前、事後	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [○] その他 (LGWAN)	[○] 専用線 [ ] その他( )	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部	富士通Japan株式会社 首都圏事業部 (埼玉)	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6	記載なし	申請管理システム保守委託	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	記載なし	申請管理システムの運用保守委託業務	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	個人住民税課税の根拠を有する者(課税対象者)のうち個人住民税申告を電子で行う者	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	申請管理システム保守委託の安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元であるため。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○]専用線	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	記載なし	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6 ⑦再委託の有無	記載なし	[再委託しない]	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7	記載なし	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用に関する業務	事後	重要な変更に当たらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	記載なし	①審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用保守に関する業務 ②電子申告審査・国税連携支援サービスの提供・運用保守に関する業務	事後	重要な変更に当たらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの一部	事後	重要な変更に当たらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	eLTAXを利用して申告する納税者、給与所得者及び公的年金等受給者、所得税申告者、寄付金税額控除に係る申告特例対象者等	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	審査サーバー、国税連携サーバーを委託共同型により利用することで、eLTAXの効率的な運用を図れる。データ連携サービス等、追加サービスの利用により補正を行った確定申告書等のデータを取り込むことで効率的な課税事務を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[O]専用線	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市市民税課まで問合せがあれば回答する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	記載なし	株式会社NTTデータ・アイ	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託する	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	原則、再委託を禁止しているが、委託事業者からの承認申請がある場合、再委託申請の妥当性(再委託理由、再委託先の履行能力・セキュリティ管理体制)を確認した上で許諾する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑨再委託事項	記載なし	①審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における現地対応作業 ②審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における問い合わせ対応	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表に掲げる者(別紙2を参照)	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	番号法別表に掲げる事務(別紙2を参照)	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<統合宛名システムにおける措置>	<統合宛名管理システムにおける措置>	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 (2)日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	<マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置> 申請管理システムを介してマイナポータル申請管理から取得したデータは、生体認証にて入室管理を行っている部屋に設置した基幹系ネットワーク上のサーバ内に保管している。サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<統合宛名システムにおける措置>	<統合宛名管理システムにおける措置>	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は、当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は、当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	<p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <p>申請データ取得から5営業日後に自動消去される。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>マイナポータル申請管理から申請管理システムに、取得したデータは30日後に自動消去されるように設定している。</p>	事前	重要な変更
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、代理人から個人番号の提供を受ける場合は、代理権確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類を確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報については、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。</p>	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示、署名用電子証明書等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、代理人から個人番号の提供を受ける場合は、代理権確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類を確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、紙であれば課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印字された申告書用紙を使用し、印字された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。電子であれば、マニュアルやweb上で、申告等情報の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報については、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴として保管する。</p> <p>④他機関からのシステム経由での取得については、当市を指定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>	事前	重要な変更
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	④統合宛名システムは完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできない。	④他機関からのシステム経由での取得については、定められた様式を用いることで必要な情報以外を情報が入手できないようシステムで制御している。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、当市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。	②紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、当市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。 ③電子データで提出される申告情報等は、国税連携、eLTAX及びマイナポータル申請管理、申請管理システムの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。また住民の電子申告の際は署名用電子証明書による電子署名の署名検証を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ④システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけ、不正なアクセスにより入手されることはない。 ⑤システムを利用する職員の利用状況を操作記録を保存し、定期的に情報システム管理者により点検する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日の4情報の確認を行う。 統合宛名システムをメンテナンスするものについては、写真付き身分証をもとに本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示、署名用電子証明書による電子署名等にて本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、提出元が個人番号、住所・氏名・生年月日の4情報の確認を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。	①紙から入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。また住民からの住民税申告については個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力の紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	⑤電子データで提出される住民からの住民税申告については、マイナポータル申請管理と地方公共団体との間にLGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク	③権限のない者が統合宛名システムに接続することを認めない。	③権限のない者が統合宛名管理システムに接続することを認めない。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないも者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザーの認証管理 具体的な方法	③操作者の登録管理を行う。	③なりすましによる不正を防止する観点から原則として共用IDの利用を禁止している。共用IDを利用する場合は権限を付与された職員が変更となる際にパスワードを変更するものとし、不正アクセスを防止している。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないも者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	①ID/システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	①ID/システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請を、情報システム管理者が確認したのち、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を付与された職員の異動退職情報を情報システム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないも者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないも者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用記録 具体的な方法	①ユーザIDとともに個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間は、ログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	①ユーザIDとともに個人住民税システム等で特定個人情報の更新、照会、発行の操作記録をログ情報で保管し、操作者を特定する。 ②当該特定個人情報の文書保存期間は、ログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	①市民税課において外部媒体へのデータのコピーは制御されており、関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されているため、不正に複製されることはない。 ②委託先における無許可のデータ複製を契約上禁止している。 ③情報セキュリティについて研修を行う。	①漏えい事件等の報道記事を職員に共有し、注意喚起する。 ②情報セキュリティについて定期的に研修を実施する。 ③システムの利用状況を操作記録を保存し、定期的に情報システム管理者により点検する。 ④外部記憶媒体へ特定個人情報ファイルの書き出しを行う場合、使用管理簿に記載し、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで外部記憶媒体を利用する。なお、外部記憶媒体は事前に許可された媒体かつ特定の端末のみで書き出しできるよう制御されており、外部記憶媒体内のデータは暗号化して利用するものとしている。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	①市民税課において外部媒体へのデータのコピーは制御されており、関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されているため、不正に複製されることはない。 ②委託先における無許可のデータ複製を契約上禁止している。 ③情報セキュリティについて研修を行う。	①市民税課における外部媒体へのデータのコピーは資産管理ソフトにより技術的に制御し、かつ関係部署においては、権限を閲覧のみに制御している。 ②外部記憶媒体へ特定個人情報ファイルの書き出しを行う場合、使用管理簿に記載し、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで外部記憶媒体を利用する。なお、外部記憶媒体は事前に許可された媒体かつ特定の端末のみで書き出しできるよう制御されており、外部記憶媒体内のデータは暗号化して利用するものとしている。 ③情報セキュリティについて定期的に研修を実施する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。	・大量のデータ出力に際しては、事前に情報システム管理者の承諾を得る。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置き、防止フィルム等により、ログインした者以外の者によるのぞき見等を防止する。 ・申告等情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後、速やかにシュレッダーにて裁断処理する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	②アカウント制限をしている。	②委託事業者に対するネットワークアカウントについて必要最低限で付与し、使用しなくなったら失効させている。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①データの授受に際して記録を残すこととしている。 ②委託先が特定個人情報を目的外に使用することは、契約上禁止されている。	①データの授受に際して記録を残す。 ②委託先が特定個人情報を目的外に使用することを、契約上禁止している。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	②eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。	②庁内の特定個人情報の移転先においては、業務ごとにアクセスできる情報を限定し、操作ログを記録する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法等の法令により認められる提供のみ行う。	番号法、住基法等の法令により認められる提供のみ行う。 また操作ログの定期的な点検により取扱いルールが守られているか確認している。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。	②操作ログの記録を逐一保存し、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	②eLTAXシステムにおいては、あらかじめ定められた仕様で作成された特定個人情報の規格となっており、誤った情報・誤った相手方に提供移転してしまうリスクはない。	②eLTAXシステムにおいては、申告情報等はあらかじめ定められた項目で作成され、また提供元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行ってから送信した後に、提供先も4情報の確認を行うことにより誤った情報・誤った相手方に提供移転してしまうリスクを軽減する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする。	<統合宛名管理システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる権限を付与している。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> 番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できうる限り最新の情報を提供できるよう努める。	<統合宛名管理システムにおける措置> 番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できうる限り最新の情報を提供できるよう努める。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④特定個人情報の管理を本市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④特定個人情報の管理を本市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ②ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ③日本国内でデータを保管している。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容□	記載なし	<p>&lt;庁内システムにおける措置&gt;</p> <p>①端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</p> <p>②端末廃棄時はHDDまたはSSDのデータ消去を行う。</p> <p>③サーバについては、生体認証により入室管理を行っている部屋に設置しており、サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p>④無停電電源装置及び自家発電装置を使用している。</p>	事後	重要な変更当たらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容□	<p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <p>eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、当市の管理するネットワーク(LGWAN回線)であり、かつ、利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p>	<p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <p>eLTAXシステムやマイナポータル申請管理との接続は、外部とのネットワークであるが、行政専用の閉域のネットワークであるセキュアなLGWAN回線を使用しており、かつ、利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p>	事後	重要な変更当たらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容□	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(中略)</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容□	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。</p>	記載なし	事後	重要な変更当たらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容□	<各事務システムにおける措置> ①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。	<庁内システムにおける措置> ①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作記録(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ④庁内システムが置かれている基幹系ネットワークは、機密保持のため庁内外の他のネットワークから分離しており、限られたユーザーのみ二要素認証によりログインが可能となっている。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	記載なし	①委託先のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃(身代金要求型サイバー攻撃)を受けたため、3,611名の個人情報の漏えいのおそれの事案が発生した。 ②職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	記載なし	①委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としている。委託するにあたり、情報漏えい等への対策が充分であるか、引続き定期的にセキュリティ要件をチェックしていく。 ②次の再発防止策を実施した。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は、必ず複数の職員で確認しながら行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧及び閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認及び許可を受けてから行う。 また以下の複数の再発防止策を実施予定である。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育・研修にて改めて注意喚起を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムによる調査対象者一覧と事後のシステムログの照合確認を徹底する。	事後	重要な変更にあたらない(記載内容の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	①(中略) ②中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを共通基盤システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。	①(中略) ②中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを統合宛名管理システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ③外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータを確認する。また廃棄する場合は情報セキュリティ管理者の承認を得て行う。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<中間サーバー・統合宛名システムにおける措置> 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。	<中間サーバー・統合宛名管理システムにおける措置> 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	記載なし	<マイナポータル申請管理における措置> 申請データはデータ取得から5営業日後に自動消去されるよう制御している。  <申請管理システムにおける措置> 申請データはデータ取得から30日後に自動消去されるよう制御している。	事前	重要な変更
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。	事後	重要な変更にならない(記載内容の訂正)